

令和 2 年度高校 3 年生に対する就職ガイダンスの実施について

(就職活動準備支援期コース)

新規高卒者については、就職活動中に就職を断念し、安易にフリーター等を選択する、就職しても 3 年以内に約 4 割が早期離職するといった状況がみられるところであり、就職活動を開始する前に十分な就職への動機付けや職業・企業選択能力の向上を図ることが必要となっています。

このため、より早い段階から、就職を希望する高校生に対し、動機付けの向上や適職選択の援助等準備のための就職ガイダンスを開催します。

1 事業の実施主体

大原出版 株式会社 (以下、「受託事業者」といいます。)

2 ガイダンスの実施方法及び内容等

以下の (1) 及び (2) のいずれかの方法により実施します。

(1) スクール形式による対面での講義

1 回 1 日間 (午前 10 時から午後 4 時の 6 時間 (休憩時間を含む) で実施) のコースとし、以下ア～カの内容について、スクール形式による対面での講義を実施します。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の 3 密を回避できる状況であり、隣席との間隔は 2 m (最低 1 m) 空ける等、安全が確保できる場合に限りま

す。

なお、参加者数は 1 回の講義につき 20 名以上とします。

ア 職業選択に関すること

イ 地域の労働市場に関すること

ウ 基礎的素養の向上に関すること

エ 就職活動の進め方、面接等への対応策に関すること

オ 労働法制の基礎知識に関すること

カ 就職支援窓口の周知に関すること

(2) WEB 配信による動画視聴

講師派遣が難しい場合 (国や都道府県のガイドラインに基づき、他府県を跨る移動に制限が生じている場合等) や、参加人数が 20 名未満の場合等、スクール形式による対面での講義の要件を満たさない場合は、上記 (1) ア～カの内容を 3 時間程度に短縮した動画コンテンツを youtube により配信します。

動画は受託事業者が指定した日時に、学校関係者の管理のもと、高等学校において視聴し、生徒が自宅等で自由に視聴することはできません。実施日の一週間程度前に、受託事業者から youtube の限定公開用 URL が高等学校宛に送付されるため、高等学校においては実施日までに動画視聴の準備を行う必要があります。

なお、動画の内容については、講師がガイダンスを行った際の録画映像のため、高等学校側から質問等を行うことはできません。

また、動画視聴と併せて 2 時間程度の模擬面接体験を実施することも可能ですが、受託事業者が模擬面接体験の開催要件等について細かく設定しているため、実施を希望する場合には受託事業者と協議願います。

3 受講対象者

高校3年生とします。

4 開催予定回数等

今年度については外部会場の使用や合同開催は実施しません。スクール形式による対面での講義の開催予定回数は17回(17校)とし、WEB配信による動画視聴の開催予定回数は若干数とします。

5 実施日程及び実施場所等

ガイダンスの実施日については、令和2年7月1日から9月30日迄の間で高等学校が希望する日とし、実施場所については、原則、高等学校の教室とします。

なお、スクール形式による対面での講義を学校の教室等で実施するにあたり、より効果的な運営を図るため以下の(1)から(4)について、ご協力をお願いします。

- (1) 生徒の机・椅子が動かせること。
- (2) 黒板(ホワイトボード可)が使用できること。
- (3) マイクが使用できること(会場の広さにより1~2本、学校の一般教室の場合は不要。)
- (4) カリキュラムの都合上及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室等については一定以上の広さが必要であること。具体的な条件については受託事業者と協議すること。

6 受講申込等

(1) 受講申込方法について

高等学校は、受講申込みを希望する場合、下記の受付期間内に大阪労働局職業安定部職業安定課(以下「安定課」という。)へ「高校3年生対象就職ガイダンス申込書」(別紙)に必要事項を記載の上、FAXにより申し込んでください。

なお、申込み受付数が、開催予定回数以上になった場合、過去に開催していない学校を優先して実施します。

(2) 申込書受付期間について

高校3年生対象就職ガイダンス申込書受付期間は、令和2年6月16日(火)までとします。

(3) 申込校への通知について

申込みのあった学校担当者に対し、受託事業者から開催の可否等について通知します。

7 その他

ガイダンスが高校生にとって適切かつ効果的な事業であるか、ガイダンスの質が確保されているかを確認するため、必ず、学校関係者が立ち会うようにしてください。

なお、管内の学校でガイダンスが実施される際は、公共職業安定所の職員または就職支援ナビゲーターも立ち会うことがあります。

また、ガイダンスに立ち会った学校関係者は、終了後に受託事業者から提示されるアンケートについて、内容を記載の上、受託事業者へ提出してください。令和2年度のアンケートについては、WEB上のアンケートフォームに入力し、受託事業者へ送信する仕組みとなる予定です。